

事例番号:280156

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第二部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

1 回経産婦

2) 今回の妊娠経過

妊娠 35 週 1 日 - 胎児発育不全の診断で管理入院

胎児心拍数陣痛図で一過性徐脈あり

妊娠 35 週 3 日 - 収縮期血圧 140-150mmHg 台

妊娠 35 週 5 日 - 胎児心拍数陣痛図で基線細変動の減少が出現、以後頻度増加

妊娠 36 週 4 日 - 胎児心拍数陣痛図で遅発一過性徐脈が出現、以後頻度増加

妊娠 36 週 6 日 尿蛋白(+)から(4+)、重症妊娠高血圧症候群

妊娠 37 週 0 日 臍帯血流途絶あり

3) 分娩のための入院時の状況

管理入院中

4) 分娩経過

妊娠 37 週 5 日 8:54 妊娠高血圧症候群、胎児発育不全、臍帯血流の圧上昇・途絶あるため予定帝王切開にて児娩出

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:37 週 5 日

(2) 出生時体重:2050g

(3) 臍帯動脈血ガス分析値:実施せず

(4) Apgar スコア:生後 1 分 7 点、生後 5 分 8 点

(5) 新生児蘇生:実施せず

(6) 診断等:

出生当日 低出生体重児、SFD、低血糖、新生児心不全

(7) 頭部画像所見:

生後 6 日 頭部 MRI で上皮下出血、脳出血、凝固壊死巣を認める

生後 34 日 頭部 MRI で嚢胞性脳軟化症を認める

6) 診療体制等に関する情報

(1) 診療区分:診療所

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医 2 名(うち 1 名は麻酔科も診療)、小児科医 1 名

看護スタッフ:助産師 1 名、看護師 5 名

2. 脳性麻痺発症の原因

(1) 脳性麻痺発症の原因は、妊娠高血圧症候群に伴う胎盤機能不全による慢性的な胎児低酸素・酸血症であると考える。

(2) 出生後の低血糖が脳性麻痺の増悪因子となった可能性があると考える。

3. 臨床経過に関する医学的評価

1) 妊娠経過

(1) 妊娠 35 週 1 日に胎児発育不全の管理目的で入院としたこと、入院後 NST ステストを連日施行し、また胎児超音波断層法で胎児の状態を評価したことは一般的である。

(2) 妊娠 36 週 4 日の時点で、胎児発育不全、胎児機能不全の所見から児娩出の方針としたこと、その方法として帝王切開を選択したことは一般的である。

(3) 妊娠 36 週 4 日以降、胎児心拍数陣痛図にて遅発一過性徐脈が出現し始め、妊娠 37 週 0 日に妊娠高血圧症候群、胎児発育不全と診断し、臍帯血 RI 高値および途絶を認めている状態に対して、妊娠 37 週 5 日まで経過観察としたことは一般的ではない。

2) 分娩経過

帝王切開当日の管理は一般的である。

3) 新生児経過

- (1) 出生後の処置(酸素投与・保育器収容)は一般的である。
- (2) 低体重で出生した児に対し、早期に血糖値を測定し、ブドウ糖哺乳を開始したこと、その後も血糖値を継続的に測定し適宜ブドウ糖哺乳および静脈内投与を行ったことは一般的である。
- (3) 経皮的動脈血酸素飽和度軽度低値および低血糖のため生後約1時間の時点で新生児搬送を決定したことは一般的である。

4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

- (1) 胎盤病理組織学検査を実施することが望まれる。

【解説】胎盤病理組織学検査は胎盤機能不全が疑われる場合、その原因の解明に寄与する可能性がある。

- (2) 臍帯動脈血ガス分析を実施することが望まれる。

【解説】臍帯動脈血ガス分析は分娩前の胎児の状態把握に有用であるため、胎児機能不全が疑われる場合、実施することが望まれる。測定装置がない場合には、臍帯動脈血を適切に保存することで、新生児が将来搬送された場合、搬送先の高次医療機関で測定できる。この方法の実施を今後検討することが望まれる。

2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

- (1) 高次医療機関との連携について再検討することが望まれる。

【解説】妊娠高血圧症候群や胎児発育不全について、高次医療機関で管理すべき基準については「産婦人科診療ガイドライン-産科編2014」等で明示はされていない。しかしながら、これらの疾患では母体や胎児の状態に急激な変化を来す場合があり、高次医療機関に短時間で搬送しなければならない場合もあり得る。一次医療機関でこれらの疾患を管理する場合には、高次医療機関との密な連携を前提として行うことが望ましい。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

- (1) 学会・職能団体に対して

胎児発育不全における児娩出時期の基準について研究することが望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

なし